# 被措置児童等虐待事案の状況について

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき対応した被措置児童等虐待の状況は、次のとおりです。

## 令和3年度

#### 1 虐待案件受理の状況

<b>严</b> 理	調査結果	
文理什剱	該当	非該当他
8件	3件	5件

## 2 被措置児童等虐待の状況

被害児童性別		
男子	女子	
2名	1名	

被害児童年齢階層				
乳幼児	小学生	中学生	高校生	
1名	1名	0名	1名	

虐待の類型				
身体的	性的	心理的	ネグレクト	
2名	1名	0名	0名	

施設種別
児童養護施設
3件

職員等の職種
児童指導員
3名

## 3 県が講じた措置等

県では、被措置児童等虐待が疑われる事案を受理した場合、関係施設等を訪問し、子ども及び職員等からの聴き取り調査を実施。調査結果を児童福祉審議会権利擁護部会に報告。同審議会の意見を踏まえ、3件の事案について虐待該当と判断し、施設等に対して再発防止策の取組みについて指導中。